

寄附金取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、公益財団法人愛知県教育・スポーツ振興財団（以下「当財団」という。）が受け入れる寄附金に関し、必要な事項を定めるものとする。

(受入基準)

第2条 当財団は、寄附金が下記各号に該当する場合若しくはそのおそれがある場合には、当該寄附金を辞退しなければならない。

- (1) 国、地方公共団体、公益法人及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に規定する者以外の個人又は団体がその寄附により、特別の利益を受ける場合
- (2) 寄附者がその寄附をしたことにより、税の不当な軽減をきたす結果となる場合
- (3) 寄附金の受け入れに起因して、当財団に著しく資金負担が生ずる場合
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、この法人の業務の遂行上支障があると認められるもの及びこの法人が受け入れるには社会通念上不相当と認められる場合

(寄附金の種類)

第3条 当財団が受け入れる寄附金の種類は次のとおりとする。

- (1) 一般寄附金 寄附者が用途を特定せずに寄附した寄附金
- (2) 特定寄附金 寄附者が寄附の申し込みに当たり、あらかじめ用途を特定する寄附金

(寄附金の募集)

第4条 当財団があらかじめ用途を特定して寄附金を募集する場合には、募集総額、募集期間、募集対象、募集理由、資金用途及びその他必要な事項を説明した書面をもって理事会の承認を得るものとする。

(受入手続)

第5条 寄附金を当財団に寄附しようとする者は、書面（電磁的方法によるものを含む）にて寄附金の申し込みを行う。ただし、寄附金が1万円を超えないときは、口頭で行うことができる。

- 2 当財団は、前項により寄附金の申込を受理したときは、第2条の基準に該当しないこと確認し、寄附金の受け入れを行う。ただし、重要な財産を受け入れる場合には理事会の承認を得なければならない。

3 寄附金の受け入れが決定したときは、寄附者に対しその旨を通知するとともに、寄附の受け入れに必要な書類を送付する。

(寄附金の取扱い)

第6条 一般寄附金については、50%以上を定款第4条第1項に定める公益目的の事業費に、その他を管理費に使用するものとする。

2 特定寄附金については、全額を寄附者の特定した用途に使用する。

(受領書等の送付)

第7条 寄附金を受領したときは、寄附者に対し受領書を発行するとともに、当財団として適宜な方法により感謝の意思表示を行うものとする。

(情報公開)

第8条 当財団が受け入れる寄附金については、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第22条第5項各号に定める事項について、事務所への備置き及び閲覧等の措置を講ずるものとする。

(個人情報保護)

第9条 寄附者に関する個人情報については、個人情報保護規程（平成17年4月1日施行）に基づき、細心の注意を払って情報管理に務めるものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は事務局長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和元年9月20日から施行する。

附 則（令和3年10月25日3教ス第171号）

この要綱は、令和3年10月25日から施行する。